

令和4年6月議会

議案説明資料

目次

- | | | | |
|------------|--------------------------------|---|----|
| 1. 議案第110号 | 博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更について | … | 1頁 |
| 2. 議案第111号 | 南市民センター大規模改修その他工事請負契約の一部変更について | … | 3頁 |
| 3. 議案第122号 | 区役所庁舎駐車場の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について | … | 4頁 |

市民局

1. 議案第 110 号

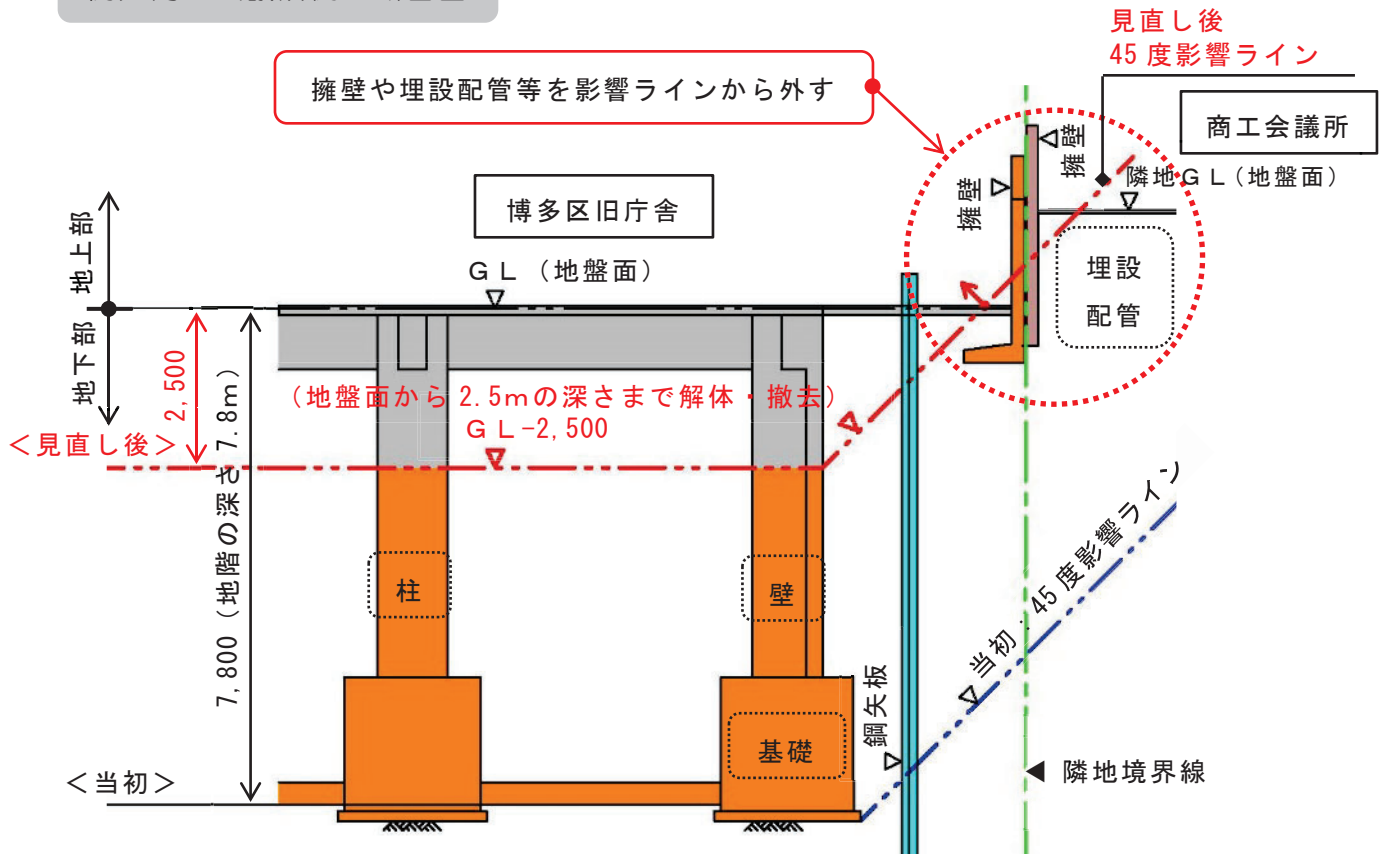
博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更について

| | |
|--|--|
| 契約件名 | 博多区新庁舎整備等事業 |
| 理 由 | 博多区現庁舎解体事業において、当該事業による近隣の工作物等への影響を防止するため地下工作物の解体範囲を変更し、及びアスベスト除去改修工事仕様書の改定によるアスベスト含有建材の除去範囲を変更することに伴い、博多区新庁舎整備等事業に係る契約の契約価額を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるもの。 |
| 原契約日 | 令和元年12月18日 |
| 変更契約日 | 令和3年2月22日（第1回変更） |
| 契約価額 | 変更価額 6,281,504,900円（571,045,900円） 元議決額 6,316,044,900円（574,185,900円） 減 額 34,540,000円（ 3,140,000円） ※（ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 工 期 | 令和元年12月19日から令和6年12月13日まで |
| <p>【参考：契約概要】</p> <p>○契約の相手方 大成建設・西日本技術開発・三和興業グループ 代表者 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 大成建設株式会社 福岡市中央区渡辺通一丁目1番1号 西日本技術開発株式会社 福岡市東区千早二丁目2番43号 株式会社 三和興業</p> <p>○工事概要 博多区新庁舎整備等事業 博多区新庁舎整備事業、博多区現庁舎解体事業及び 藤田公園再整備事業に係る設計、工事及び工事監督業務</p> <p>○工 事 地 福岡市博多区博多駅前二丁目</p> <p>○保証期間 博多区新庁舎整備事業 設計 設計成果物の引渡しを受けた日から工事完了の日後 2年を経過する日まで 工事 受渡完了の日から2年間 藤田公園再整備事業 設計 設計成果物の引渡しを受けた日から工事完了の日後 1年（コンクリート構造物にあつては、2年）を経過 する日まで 工事 受渡完了の日から1年間 （コンクリート構造物にあつては、2年間）</p> | |

■地階の解体範囲の変更について

旧庁舎解体については、周辺工作物等への影響を防止するため、地下工作物の解体範囲を変更し、杭のみを残す計画から跡地の公園整備等に支障のない地盤面から-2.5mまでを解体する計画に見直しを行うもの。

例) 商工会議所側 断面図



■アスベストの除去範囲の変更について

アスベストの除去範囲については、当初調査を行い示していたが、アスベスト除去改修仕様書の改定による内壁塗装下地等の建材を追加するもの。

<当初：アスベスト含有建材の範囲>

| 区分 | 階数 | 部位 | 場所 |
|-----|---------------|----|------|
| 区庁舎 | 地下 ～ 3階 | 天井 | 駐車場他 |
| | | 壁 | 倉庫 |

| 区分 | 階数 | 部位 | 場所 |
|----|----------------|----|-----|
| 住宅 | 地下 ～ 11階 | 天井 | 浴室他 |
| | | 壁 | 玄関他 |

<追加範囲>

| 部位 | 場所 |
|----|----------------|
| 壁 | エレベーター 増築部他 |

| 部位 | 場所 |
|----|---------|
| 壁 | 外部手すり壁他 |

2. 議案第 111 号

南市民センター大規模改修その他工事請負契約の一部変更 について

| | |
|---|--|
| 契約件名 | 南市民センター大規模改修その他工事 |
| 理 由 | 賃金水準及び物価水準の上昇並びに新型コロナウイルス感染症等の影響により、消防用設備等の自動制御設備の納入が遅延したこと等に伴い、南市民センター大規模改修その他工事請負契約に係る契約価額及び工期を変更する必要があるが生じたので、議会の議決を求めるもの。 |
| 原契約日 | 令和 3 年 6 月 23 日 |
| 変更契約日 | 令和 3 年 12 月 24 日（第 1 回変更） |
| 契約価額 | 変更価額 1,402,497,800 円（127,499,800 円） 元議決額 1,365,596,100 円（124,145,100 円） 増 額 36,901,700 円（ 3,354,700 円） ※（ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 工 期 | 変更工期 令和 3 年 6 月 24 日から令和 4 年 8 月 25 日まで 元 議 決 令和 3 年 6 月 24 日から令和 4 年 6 月 30 日まで |
| <p>【参考：契約概要】</p> <p>○契約の相手方 西中洲樋口・オークス・照栄建設工事共同企業体 代表者 福岡市中央区西中洲 12 番 13 号 株式会社 西中洲樋口建設 福岡市博多区山王二丁目 1 番 16 号 株式会社 オークス建設 福岡市南区向新町二丁目 5 番 16 号 照栄建設株式会社</p> <p>○工事概要 南市民センター大規模改修その他工事 大規模改修 社会教育棟及び文化ホール棟 鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 2 階（一部 4 階）建 増築 中央棟 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 2 階建 延面積 6,580.87 平方メートル</p> <p>○工 事 地 福岡市南区塩原二丁目</p> <p>○保証期間 受渡完了の日から 2 年間</p> | |

3. 議案第 122 号

区役所庁舎駐車場の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

区役所庁舎駐車場の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

| 損害賠償の相手方 | 損害賠償額 |
|---|----------|
| ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 | 312,939円 |

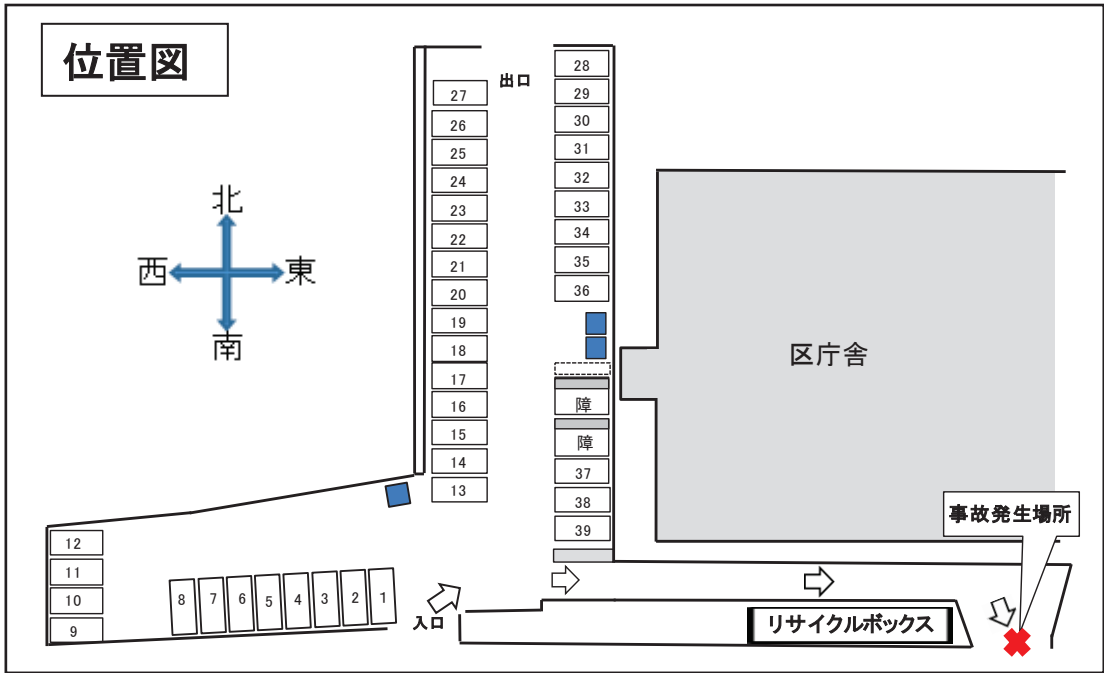
2 事件の概要

令和 3 年 10 月 31 日午前 9 時 5 分頃、相手方■■■■氏所有の普通乗用自動車は、城南区役所の駐車場南側出口から前面の市道に出ようとした際、当該出口に設置されていた金属製の車止め（バリカー）の一部が押し下げられずに地面から突き出ているため、当該車止めに接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

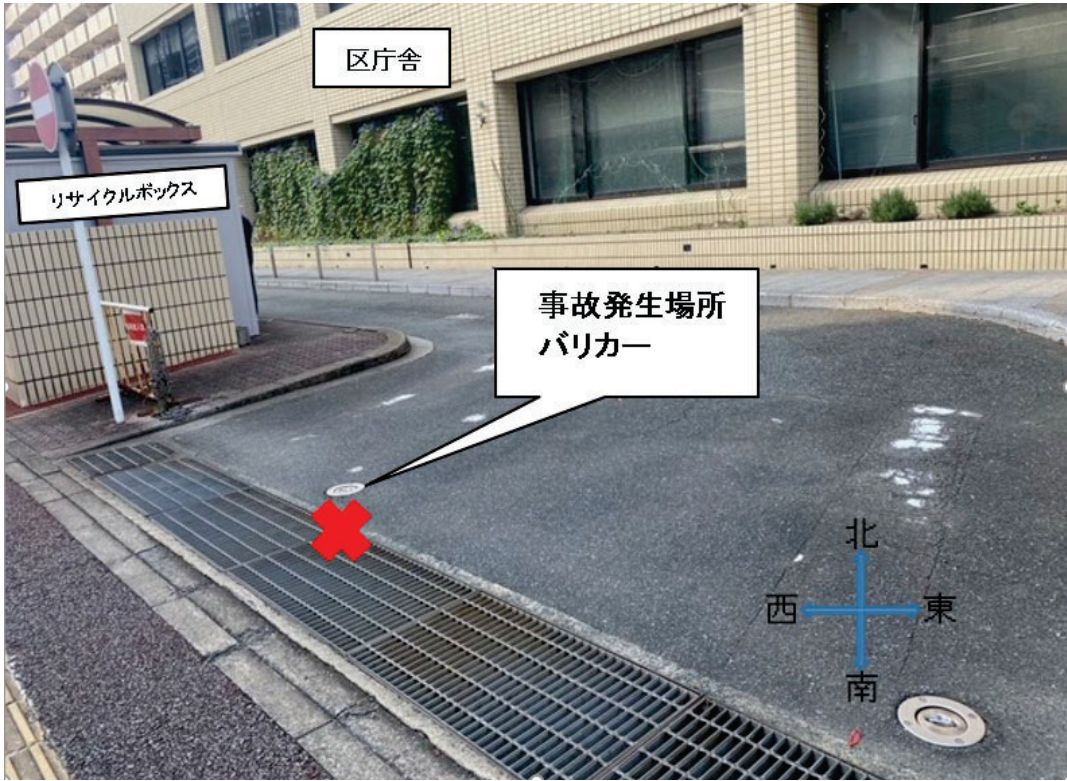
3 損害賠償額について

本件事故については、金属製の車止め（バリカー）の一部が突出した状態が、公の施設として通常有すべき安全性を欠いており、市に管理かしがあったと認められる。一方、相手方は、運転手として通常求められる注意義務を適切に果たしていれば、本件事故を回避することも可能であったと考えられることから、過去の事例などを総合的に考慮した結果、本市が 3 割を負担することとする。

事故現場見取図



事故現場状況



被害状況写真

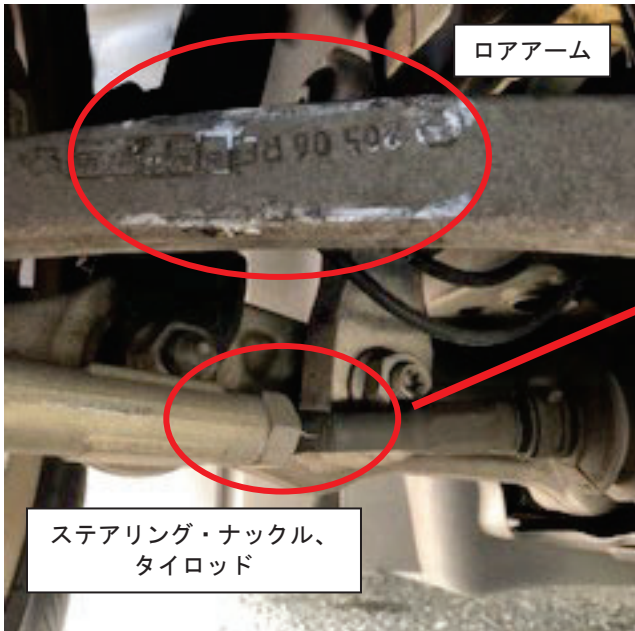
相手方の普通乗用自動車



拡大写真① バンパーの傷



拡大写真② 車軸に関連する部品の損傷
(ロアアームの傷、ステアリング・ナックル
及びタイロッドの変形)



拡大写真③ 車軸に関連する部品の損傷
(ステアリング・ナックル等の変形により矢印
方向の先にあるパワーステアリングギアが
損傷)

